

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業について

1 対象となるサービスについて

2012年（平成24年）4月1日から、次の対象サービスが新たに追加されます
のでお知らせします。

《対象サービス》

定期巡回型・随時対応型訪問介護看護
複合型サービス

2 事業の推進について

低所得者への十分な配慮の観点から、生計困難者で、まだ軽減対象の確認申
請を行っていない方がおられる場合は、引き続き申請の勧奨をお願いします。

また、利用者負担の軽減の申出を行っていない社会福祉法人においては、積
極的に申出を行っていただきますようお願いいたします。

特に、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人には、国において本事業
の実施を強く求められていることから、前向きに事業実施に取り組んでいただ
きますようお願いいたします。

なお、本市の特別養護老人ホームにおける実施率は次のとおりです。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○ 特別養護老人ホーム | 16施設／22施設＝72.7% |
| ○ 地域密着型特別養護老人ホーム | 4施設／5施設＝80.0% |